

令和7年度 都島消防署運営方針

組織の目標
安心して暮らせる「災害に強い安全なまち」都島区をめざす

経営課題 1	高齢者の安全対策を主眼とした消防行政の推進
課題認識	
区民が日々の暮らしを営む住宅で起こる火災や事故等の発生件数を低減し、その被害を最小限に抑えるため、特に高齢者が被害に遭う傾向が強い現状を踏まえ、その安全対策を主眼とした施策を進める必要がある。	
	【1－1 高齢者に対する住宅火災に関する予防啓発の推進】 主な戦略（課題解決の方策） ○防火指導は、令和6年度から令和8年度の3ヵ年で全住居を実施する。（実施予定件数＝67,141戸） ○住宅防火指導時、高齢者に対する防火対策を推進すると共に、公共のデジタルサイネージ等を利用し高齢者安全対策を推進する。 ○防災性向上対策地域での高齢者安全対策について強化する。 当年度の取組内容 ○令和7年度割当分24,383戸のうち、秋・春の火災予防運動及び高齢者セーフティーネット月間中に防災性向上対策地域等の高齢者が多数居住していると思われる地域を選定し防火指導を実施する。 ○高齢者安全対策として防火指導実施時、住まいの防火・防災リーフレットを配布するとともに、大阪市防災アプリなどの大阪市消防局等が提供している各アプリを高齢者等に説明し、減災・安全対策に取組めるよう指導する。 ○高齢者安全対策についてのリーフレット等を随時、区役所電子掲示板等（モニター、電光掲示板）に掲載(放映)し、広く区民に対し高齢者の安全対策の意識啓発と理解促進を実施する。
	【1－2 消火活動能力の向上】 主な戦略（課題解決の方策） ○限られた人員及び機械を活用しての、地域特性に対応した高度な活動能力を備えた消火隊の確立が急務であり、延焼阻止等の消火活動能力の向上を図り、建物火災における被害の軽減及び安全管理の徹底に努める。 ○ベテラン職員の豊富な現場経験に基づく優れた消火技術・知識の伝承を図り、消火活動能力の向上に努める。 当年度の取組内容 ○安全管理に関する集合研修を実施し、安全管理意識の向上と安全管理上必要な知識及び技術を習得させる。 ○消火技術指導者を中心とした消防戦術等の研修により、新任教育生及び強化対象者への基礎的な警防技術・知識を習熟させる。 ○中隊訓練を各部1回、都島消防署が主体となり署々間連携訓練を各部1回以上実施し、指揮体制の充実及び消火活動能力並びに安全管理能力を向上させる。 ○年間を通じ「アクシデント・アラート」、「Firefiter Academy」等の資料を小隊ミーティングで有効に活用する。 ○署内警防技術練成会の実施をとおして消火活動技術を向上させる。 ○消火隊員技術認定試験制度を積極的に取組み知識及び技術を習得させる。

	【１－３ 住宅内事故に関する予防啓発】
	主な戦略（課題解決の方策）
	○都島区民に対して、住宅内事故の内容を広く周知し、その対策について認識を深めるとともに、住宅内事故に関する効果的な予防啓発を行う。 ○都島区内の各機関と連携し、高齢化社会に対応した住宅内事故の防止対策を行う。
	当年度の取組内容
	○防火指導に合わせて、「住まいの防火・防災リーフレット」（以下リーフレット）を配布する。 ○区民まつりなどのイベント等の際に、リーフレットを配布する。 ○女性防火クラブ研修会や地域の防災研修、食事サービスやふれあい喫茶、ラジオ体操などにおいて、リーフレットを配布し、住宅内事故防止についての講話を行う。 ○社会福祉協議会や地域包括支援センター等の会議に参加して取り組み内容を説明し連携を強化するとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターを通じて、介護事業所や介護ヘルパー等に協力を依頼し、承諾を得た高齢者世帯に対し「消防職員による住まいの防火・防災診断」を実施する。 また、警防担当と連携をより強化し、災害出場した際に「消防職員による住まいの防火・防災診断」を推進する。 ○都島消防署ホームページに、住宅内事故防止に関する内容を掲載する。（事故事例・件数・防止対策など） ○都島区役所の広報担当に依頼し、広報誌「広報みやこじま」に、住宅内事故防止に関する内容を掲載する。（事故事例・件数・防止対策など）
	【１－４ 住宅内事故に対応する消防活動能力の向上】
	主な戦略（課題解決の方策）
	住宅内事故による人命救助活動事案及び心肺停止事案において、傷病者に対して安全、確実かつ迅速な人命救助活動並びに観察能力の向上、適切な応急処置、迅速な医療機関への搬送へ繋げていけるよう消防隊（消火隊、救助隊及び救急隊）の活動能力の向上及び連携強化を図り、各隊員の救助技術、救急活動技術の向上を図る。
	当年度の取組内容
	○令和７年度都島消防署所属警防訓練実施計画に基づき、住宅内事故を想定した消防隊（消火隊、救助隊及び救急隊）の円滑な連携のとれた救助体制を構築できる訓練を実施し、消防活動能力を向上させるとともに、隊員並びに要救助者の安全管理体制を強化する。また、指揮班・救助隊・消火隊・救急隊の各隊が連携した中隊規模の訓練等を年に１回以上実施する。 ○心肺停止事案に対応できるよう、消防隊（消火隊、救助隊及び救急隊）は自動胸骨圧迫装置（クローバー）、LTS（食道閉鎖式エアウェイ）及び気管挿管を実施する際の連携訓練を実施し、重症傷病者に対する救命処置の質の向上をさせ、救命率の向上に繋げる。

経営課題 2	【市民等が利用する施設の安全・安心の確保】
課題認識	
劇場やスーパーマーケット、宿泊施設等の様々な集客施設、市民はもとより国内外から都島区を訪れる観光客が利用する施設について、令和3年12月に発生した北区ビル火災をはじめ変わり続ける情勢を的確に捉えた火災予防施策を推進することにより、市民等が利用する施設の火災に対する安全性を高める必要がある。	
	【2－1 特定防火対象物に対する違反是正の推進】 主な戦略（課題解決の方策） 計画的な立入検査の実施と特定防火対象物に対する徹底した違反是正の推進 当年度の取組内容 ○年間計画に基づく立入検査の進捗状況を確認し確実に検査を実施するとともに、消防法令違反に対して徹底した是正指導を行う。 ○特定防火対象物（小規模特定飲食店を含む）のうち消防用設備等未設置及び、重大不備（消火器、泡消火設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯等）の14件と非特定防火対象物のうち消防用設備等の重大不備（連結送水管、誘導灯）、防火管理者の未選任の4件の合計18件を9件以下にする。 ○違反是正強力推進対象物（スプリンクラー設備の未設置）における是正指導を実施し完結する。 （令和7年4月1日現在：1件） ○定期検査防火対象物及び要点検査において防火管理者の未選任や消防用設備等の未設置、重大不備などの消防法令違反が発生すれば、消防法令上の権限を適切に行使し、速やかに違反是正に取り組む。
	【2－2 消防訓練指導の徹底】 主な戦略（課題解決の方策） 特定防火対象物のうち防火管理者の選任が義務づけられている対象物に対して、消防訓練の定期的な実施を定着させる。 （消防局目標 80％） 当年度の取組内容 ○防火管理者の選任が義務づけられている対象物に対して、災害発生時に的確な初動措置が確実に行われるように消防訓練の定期的な実施を促進し、消防訓練実施率80%以上の達成を目標とする。 （令和7年度 都島消防署管内 訓練対象物496件） ○令和7年4月1日現在、消防訓練の長期末実施となっている24対象物に対して、指導を行い指導経過を記録し自主防火防災管理体制の構築に取り組む。
	【2－3 セルフ・レスキュー・コーチングの推進】 主な戦略（課題解決の方策） 特定一階段等防火対象物に勤務する関係者等に対する命を守るための知識や具体的方策の指導（セルフ・レスキュー・コーチング）の推進 当年度の取組内容 ○年間計画に基づく特定一階段防火対象物における立入検査の進捗状況を確認し確実に検査を実施する。 ○特定一階段等防火対象物に勤務する関係者に対し、建物構造上及び占有部分の危険性を認識してもらう。 （検査実施対象物59件） ○セルフ・レスキュー・コーチングの必要性の説明実施、ガソリンなどによる特殊な火災が発生した際の避難行動を理解してもらう。 ○消防法令上安全性の高い特定防火対象物の割合を90%以上を維持する。 ※特定防火対象物のうち次の消防法令違反がないもの ・防火管理者の未選任 ・消防用設備等の未設置 ・消防訓練の長期末実施

経営課題 3	【良質な救急行政サービスの確保】
課題認識	
高齢化の進展等により救急件数が増加することが予測される中、充実した救急施策の推進と良質な救急活動の実施により、救命率の維持向上を図るとともに、「区民が安心して暮らせるまちづくり」を目指す。	
	【3－1 応急手当の普及啓発】
	主な戦略（課題解決の方策）
	緊急の事態に遭遇した場合に適切な応急手当を実施できるよう、区民に応急手当や救命処置に関する知識と技術を学んでもらう。そのために区民のニーズに応じた各種救命講習や救急広報を実施し、一人でも多くの人に応急手当をできるように普及啓発を行う。
	当年度の取組内容
	○応急手当普及啓発活動実施計画に基づき各種救命講習等の普及啓発活動を実施する。（目標人数1650人） ○小中学生の若年層に対する応急手当の普及啓発活動を推進するとともに、学校のニーズに応じた各種救命講習や救急広報を実施する。 ○バイスタンダーが積極的に応急手当に着手できるよう、訓練指導、区民まつり、各種救命講習など様々な機会を捉えて救命サポートアプリや口頭指導の取組について周知する。
	【3－2 救急活動の質の向上】
	主な戦略（課題解決の方策）
	資格取得後の救急救命士が、救急救命士生涯教育実施計画に基づく各種教育項目を通して、病院前救護に必要な医学的知識と技能の向上に務める。また、救急業務にかかわるトラブルを回避するため、救急隊員に求められる接遇とインフォームドコンセントの質の向上を図る。
	当年度の取組内容
	○本部救急隊が行う研修を受講した受講者が所属でフィードバック研修を行い、救急隊全体の能力を向上させる。 ○インフォームドコンセント能力、市民接遇能力の向上を図るため、大阪市ホームページ市民の声、救急課制作のstream動画【接遇研修①～③】を用いて年4回の検討会を実施する。 ○救急課で発出する資料、Quick Study（安全管理研修資料）インシデントレポートを用いて各隊で月1回の検討会を実施する。 ○どのような乗組みであっても救急隊としての質の維持を保つため、救急隊非選任の若年層職員に対しても上記に準じた教養を実施することで、市民対応能力の向上を図る。

経営課題 4	【大規模災害への対応力の強化】
課題認識	
今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震や風水害等の大規模災害に対し、区民一人ひとりがこれに備え、発生時に的確に対応することができるよう、また、都島消防署が最大限にその役割を果たすことができるよう、自助・共助・公助における災害対応力の強化を図り、「災害に強い安全なまち、都島区」を目指す。	
	【4－1 市民に対する防火・防災研修等の推進】 主な戦略（課題解決の方策） ○都島消防署管内における、地域の実情に応じた防災研修推進計画を樹立し、その計画に基づいて区役所や地域団体との連携を図り、大規模災害時における地域防災力の向上を図る。 ○地域防災の担い手となる中学生の防災意識を高めるとともに、防火・防災に関する知識と技術の向上を図る。 当年度の取組内容 ○防災研修推進計画に基づいて、地域で実施する防災訓練の際に、区役所と連携し大規模災害発生時の実技訓練や防災講座を行う。 ○女性防火クラブの研修会や地域団体の防災研修等において、阿倍野防災センターや高度専門教育訓練センター等を活用した体験型防災研修を行い、地震等の大規模災害についての知識を向上させる。 ○中学生に対して、防災授業・職場体験・職業講話を通し、大規模災害時の対策と自助・共助の重要性について説明し、防火・防災に関する知識を向上させるとともに、可搬式ポンプ使用による放水、煙テントによる煙中体験・水消火器による初期消火・応急担架作成・ジャッキによる救助・心肺蘇生法などの指導を行い、防火・防災に関する技術を向上させる。
	【4－2 地域防災リーダーの養成】 主な戦略（課題解決の方策） ○区役所や各連合町会と連携し、地域防災リーダーに対して「地域防災リーダーアドバンストコース」を実施し、高度で専門的な技術の習得を図るとともに、安全管理についての必要性の理解とその徹底を図る ○大規模災害時に都島区民を的確に指揮・指導できる「地域防災リーダー指導者講習会」の受講資格者を養成する。 当年度の取組内容 ○新任地域防災リーダー研修時にアドバンストコースの必要性を説明し、新任地域防災リーダーの「地域防災リーダーアドバンストコース」への参加を促す。 ○地域防災リーダー隊長会議においてアドバンストコースの必要性を説明し、アドバンストコース未受講の地域防災リーダーの「地域防災リーダーアドバンストコース」への参加を促す。 ○地域防災訓練の消火・救助の実技訓練において、地域住民への指導を地域防災リーダーに依頼し実施することにより、実災害時の指導力を向上をさせるとともに、訓練実施時の事故防止を徹底する。 ○地域防災リーダー指導者の人数が地域によって偏りがあるため、地域防災リーダー隊長会議を活用して指導者の少ない地域から重点的に「地域防災リーダー指導者講習会」への受講者を選出し、都島区各連合町会に2名以上の地域以防災リーダー指導者の確保を目指す。 ※令和7年3月現在の指導者状況 桜宮1名、中野3名、東都島12名、西都島3名、内代1名、高倉0名、友洲1名、淀川3名、大東5名
	【4－3 消防活動の充実強化】 主な戦略（課題解決の方策） 南海トラフ地震や豪雨災害等の大規模災害時や緊急援助隊派遣時に都島消防署東野田出張所に配備されている津波・大規模風水害対策車（RW28）を有効に活用できる人材の養成を行うことで長期間の活動体制の構築を目指す。 当年度の取組内容 ○遠距離大量送水システムの研修・習熟訓練を実施する。 ○津波・大規模風水害対策車（RW28）に積載されている、高機能ボート及び水陸両用バギーの適切な運用管理を行うとともに、これらの資機材を有効に活用できる人材育成のための習熟訓練を実施する。 ○津波・大規模風水害対策車（RW28）の取扱いについてのマニュアルを作成する。また、庁内ポータル所属サイトに研修用資料として掲載する。 ○津波の襲来及び風水害に伴う桜ノ宮艇庫浸水時における「ゆめしま2号」のトレーラーへの固定要領を含む退避訓練を実施するとともに退避要領マニュアルを作成する。